

東日本大震災の被災者に対する公営住宅の無償提供期間を さらに延長することを求める会長声明

- 1 兵庫県及び兵庫県下の自治体は、東日本大震災の被災者で兵庫県下に避難してきた方々に対し無償で公営住宅（県営・市町営）を提供しており、兵庫県下で公営住宅に居住している被災者は、2013年（平成25年）2月1日現在で、109世帯、283人である（兵庫県ホームページより）。

この公営住宅の無償提供は、東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災者に対し、社会連帯の理念に基づいて、被災者の生活を社会全体で支え、被災者が円滑に生活再建をするために不可欠な、住居という基本的な生存権的基盤を提供するものである点で、被災者にとって極めて有用な支援である。

- 2 しかしながら、現状では、無償提供の期間が入居から最大3年間とされており、震災直後に入居した世帯は2014年（平成26年）3月には退去しなければならない。

また、兵庫県下の一部自治体の中には、本年（2013年（平成25年））3月末日をもって、入居期間を終了する扱いをする予定の自治体もあるところである。

さらに、公営住宅の一時使用の新規受付が2012年（平成24年）12月28日をもって終了する扱いがなされており、今後避難を決断する被災者を受け入れることができない状況でもある。

これら扱いは、被災者の円滑な生活再建を阻害し、避難者の自立を促すものにならないことは明らかである。特に、本年（2013年（平成25年））3月末日をもって無償提供期間が終了することが予定されている被災者には、経済的な再建が未だ整っていないにもかかわらず、住宅費の支出を余儀なくさせることになり、再び多大な負担を強いることになる。

- 3 公営住宅の無償提供期間を相当長期にわたり延長すべきこと

- (1) 速やかに、本年（2013年（平成25年））3月末日をもって入居期間を終了する扱いを改め、同期間を延長すべきであること

本年3月末日をもって入居期間を終了することを予定している自治体は、速やかに、その入居期間を延長すべきである。

これの対象となる被災者は、期間がまもなく終了することから、現在、多大な不安感に襲われているであろうことは容易に想像できるし、生活基盤を再び奪われる危機に瀕していると言っても過言ではない。

また、現在のところ、兵庫県下の自治体は、概ね、無償提供期間を平成26年3月ころまでとしている。例えば、神戸市は、平成26年3月10日までとしており、宝塚市は同月31日までとしている。さらに、三木市では、無償提供期間を5年としている。

同じ兵庫県下の自治体であるにもかかわらず、無償提供期間が区々であるのは、被災者間で明らかに不公平であるし、行政の公正性の観点から好ましくない。

したがって、本年3月末日をもって入居期間を終了させることにしている自治体は、速やかに、この不公平を是正すべきであり、公営住宅の無償提供期間を速やかに延長すべきである。

(2) 無償提供期間を相当長期にわたり延長すべきこと

東日本大震災の被害の甚大さは、多言を要しない。生活の基盤たる住居、職場などが失われるとともに、多数の貴重な人命も失われている。

兵庫県下に避難してきている被災者が、避難先である兵庫県に定住するか、あるいは、被災地に戻るのかという選択をするためには、今後どのような形で生活を再建していくのかという目途を立てる必要がある。

このような目途を立てるためには、無償提供期間を3年とするのでも短すぎるといふべきである。

1995年(平成7年)1月17日に発生した阪神淡路大震災の際は、公営住宅の一時使用が1999年(平成11年)3月末まで継続しており(「阪神・淡路大震災にかかる応急仮設住宅の記録」兵庫県)、無償提供期間は、4年間超であった。

東日本大震災では、東京電力福島第一原子力発電所の事故も相俟って、被害が極めて深刻かつ甚大であり、広域である。兵庫県下の避難者には、福島県からの避難者が相当多数存在するが、福島県における復興の遅れや放射能汚染による健康不安への配慮が重要である。健康不安に関しては、福島県内の医師や看護師の数が減少しており、子供たちの健康を十分に守るための基盤も損なわれつつあるという問題もある。また、放射能汚染に関しては、除染作業が作業員と仮置き場の不足で計画通りに進んでおらず、長期化が危惧されている。

このように、復興の遅れは厳然としており、現状での帰還は容易でない状況が続いている。年少者を抱えた家族を初めとして、被災者が帰還すべきか否かを判断するには酷な状況である。

以上から、被災者の生活再建は、阪神淡路大震災のときに増して、困難であり、相当長期間に及ぶと思料する。

よって、阪神淡路大震災の際に公営住宅の無償提供が行われた期間よりも相当長期の無償提供が行われるべきであり、2014年(平成26年)3月の期限についても、さらに延長すべきである。

4 公営住宅の一時使用の新規受付を再開すべきこと

現時点では避難していない被災者が、放射能汚染が未だ終息していないこと、原子力損害賠償紛争審査会における自主的避難に関する賠償指針の内容が極めて不十分であることなどから、今後避難をすることを決断することは合理的である。

今後避難することを決断する被災者についても受け入れ、生活再建の支援をすべきであるから、公営住宅の一時使用の新規受付を再開すべきである。

5 以上により、当会は、兵庫県及び兵庫県下の各自治体に対し、東日本大震災の被災者に対する公営住宅の無償提供期間をより長期なものとするよう求めるとともに、現在停止している公営住宅の一時使用の新規受付を再開するように求める。

2013年(平成25年)3月21日

兵庫県弁護士会

会長 林 晃 史